

○食品表示法（平成25年法律第70号）（抜粋）

（食品表示基準の策定等）

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

- 一 名称、アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一
条において同じ。）、保存の方法、消費期限（食品を摂取する際の安全性の判断に資する
期限をいう。第六条第八項及び第十一條において同じ。）、原材料、添加物、栄養成分の
量及び熱量、原産地その他食品関連事業者等が食品の販売をする際に表示されるべき事項
- 二 表示の方法その他前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項

2～6 [略]

（食品表示基準の遵守）

第五条 食品関連事業者等は、食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をしては
ならない。

（指示等）

第六条 食品表示基準に定められた第四条第一項第一号に掲げる事項（以下「表示事項」とい
う。）が表示されていない食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）の販売をし、又
は販売の用に供する食品に関して表示事項を表示する際に食品表示基準に定められた同条第
一項第二号に掲げる事項（以下「遵守事項」という。）を遵守しない食品関連事業者がある
ときは、内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示事項が表示
されず、又は内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項を遵守しない場合にあっては、内閣
総理大臣）は、当該食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき
旨の指示をすることができる。

2～8 [略]

（公表）

第七条 内閣総理大臣、農林水産大臣又は財務大臣は、前条の規定による指示又は命令をした
ときは、その旨を公表しなければならない。

(立入検査等)

第八条 [略]

2 農林水産大臣は、第六条第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示事項以外の表示事項又は同項の内閣府令・農林水産省令で定める遵守事項以外の遵守事項に関し販売の用に供する食品（酒類を除く。以下この項において同じ。）に関する表示の適正を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、販売の用に供する食品に関する表示について必要な報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、これらの者の事務所、事業所その他の場所に立ち入り、販売の用に供する食品に関する表示の状況若しくは食品、その原材料、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは従業員その他の関係者に質問させることができる。

3～9 [略]

(権限の委任等)

第十五条

1～2 [略]

3 この法律に規定する農林水産大臣の権限及び前項の規定により国税庁長官に委任された権限の全部又は一部は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

4～5 [略]

○食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）（抜粋）

(横断的義務表示)

第三条 食品関連事業者が容器包装に入れられた加工食品（業務用加工食品を除く。以下この節において「一般用加工食品」という。）を販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。第六条及び第七条において同じ。）には、次の表の上欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。ただし、別表第四の上欄に掲げる食品にあっては、同表の中欄に掲げる表示事項については、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

〔略〕	
原材料名	<p>1 <u>使用した原材料を次に定めるところにより表示する。</u></p> <p>一 <u>原材料に占める重量の割合の高いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。</u></p> <p>二・三　〔略〕</p> <p>2・3　〔略〕</p>
〔略〕	

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

〔略〕	
<u>輸入品以外の加工食品</u>	<p><u>原料原産地名</u></p> <p>1 <u>対象原材料</u>（使用した原材料に占める重量の割合が最も高い原材料（酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）第八十六条の六第一項の規定に基づく酒類の表示の基準において原産地を表示することとされている原材料及び米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第二十六号）第二条第三項に規定する指定米穀等（米穀及び別表第十五の1の(6)に掲げるもちを除く。）の原材料である米穀を除く。）をいう。以下同じ。）の原産地を、原材料名に対応させて、次に定めるところにより表示する。</p> <p>一 対象原材料が生鮮食品であるもの（別表第十五の2から5までに掲げるものを除く。）にあっては、次に定めるところにより表示する。</p> <p>イ <u>国産品にあっては国産である旨を、輸入品にあっては原産国名を表示する。</u>ただし、国産品にあっては、国産である旨の表示に代えて次に掲げる地名を表示することができる。</p> <p>（イ）～（ハ）　〔略〕</p> <p>ロ　〔略〕</p>

	<p>二 対象原材料が加工食品であるもの(別表第十五の2から5までに掲げるものを除く。)にあっては、次に定めるところにより表示する。</p> <p>イ <u>国産品にあっては、国内において製造された旨を「国内製造」と、輸入品にあっては外国において製造された旨を「○○製造」と表示する(○○は、原産国名とする。)。</u> <u>ただし、国産品にあっては、「国内製造」の表示に代えて、「○○製造」と表示する(○○は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。)ことができる。</u></p> <p>ロ・ハ [略]</p> <p>三 一及び二の規定により表示することとされる原産地が二以上ある場合にあっては、対象原材料に占める重量の割合の高いものから順に表示する。</p> <p>四～六 [略]</p> <p>2～7 [略]</p>
[略]	

(表示の方式等)

第八条 第三条及び第四条に掲げる事項 (栄養成分の量及び熱量については、第三条、第四条及び前二条に掲げる事項)の表示は、次の各号に定めるところによりされなければならない。
 ただし、別表第二十の上欄に掲げる食品にあっては、次の各号の規定(第三号の栄養成分の量及び熱量の表示に係る規定を除く。)にかかわらず、同表の中欄に定める様式(当該様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合を含む。)及び下欄に定める表示の方式に従い表示されなければならない。

一～二 [略]

三 名称、原材料名、添加物、原料原産地名、内容量、固形量、内容総量、消費期限、保存の方法、原産国名及び食品関連事業者の表示は別記様式一により、栄養成分(たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウム(食塩相当量に換算したもの))の量及び熱量の表示は別記様式二(たんぱく質、脂質、炭水化物及び食塩相当量に換算したナトリウム以外の栄養成分もこれと併せて表示する場合にあっては、別記様式三)により行う。ただし、別記様式一から別記様式三までにより表示される事項が別記様式による表示と同等程度に分かりやすく一括して表示される場合は、この限りでない。

四～九 [略]

別記様式一(第八条関係)

名称
原材料名
添加物
原料原産地名
内容量
固形量
内容総量
消費期限
保存方法
原産国名
製造者
備考

- 1 この様式中「名称」とあるのは、これに代えて、「品名」、「品目」、「種類別」又は「種類別名称」と表示することができる。
- 2 添加物については、事項欄を設けずに、原材料名の欄に原材料名と明確に区分して表示することができる。
- 3～1 2 [略]

(表示禁止事項)

第九条 食品関連事業者は、第三条、第四条、第六条及び第七条に掲げる表示事項に関して、次に掲げる事項を一般用加工食品の容器包装に表示してはならない。

一～十二 [略]

十三 その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示

2 [略]